扶　養　理　由　書（雇用保険関係調査）

※雇用保険に加入していた会社を退職した場合は、必ず提出してください。
※ただし、**会社都合や契約期間満了による退職、職業訓練受講等で給付制限なく失業給付を受給できる場合は、受給終了後まで被扶養者認定はできません。**（基本手当日額が3,611円以下の場合は除く）

日飛保険等の記号・番号	―	（日飛健保の）被保険者氏名	
所属事業所			
新規扶養対象者について	今まで勤めていた会社名		
	所在地	〒　　―	
	電話番号	（　　）	

誓　約　事　項　　（↓扶養申請する者の氏名）

被扶養者対象である＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、

令和　　年　　月　　日付で退職いたしました。**（退職証明書原本添付のこと）**

（下記いずれかの番号に〇をしてください）

現在の受給状況	1 ⇒	雇用保険の失業給付受給申請中です。待期期間及び給付制限期間中は扶養認定していただくよう、お願いいたします。なお、給付制限期間終了後の基本手当受給の際には速やかに被扶養者から削除する旨の届出を行います。 また、**被扶養者削除をせずに失業給付を受給した場合は、医療費の７割分を返金することにも同意します。** 上記１の理由による場合は、ハローワークでの手続終了後、ハローワークから発行される『雇用保険受給資格者証』の写し（表裏）を速やかに提出**（扶養申請後１箇月以内厳守）**
	2 ⇒	（退職直後及び将来的にも）雇用保険の失業給付は受給しません。 上記２の理由による場合は、健康保険組合にて失業保険の無受給を確認するので、ハローワーク発行の書類の添付は不要。
	3 ⇒	雇用保険の失業給付を受給延長します。受給延長中は扶養認定していただくよう、お願いいたします。なお、失業給付の受給開始時期になりましたら速やかに被扶養者から削除する旨の届出を行います。 また、**被扶養者削除をせずに失業給付を受給した場合は、医療費の７割分を返金することにも同意します。** 上記３の理由による場合は、ハローワークから発行される『受給延長通知書』の写しを添付。出産による退職の場合は、離職票及び母子手帳表紙（共に写し）があれば受給延長通知書は後日提出可。**（手続後、速やかに提出）**
	4 ⇒	（65歳以上で退職された方） 雇用保険の高年齢求職者給付金手続きを令和　　年　　月　　日に終了いたしました。 上記４の理由による場合は、ハローワークから発行される『高年齢受給資格者証』の写し（表裏）を添付。

令和　　年　　月　　日

日飛健保の被保険者　　住　所　〒　　―

氏　名

受付印

日本飛行機健康保険組合　理事長　殿